⑲　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

㉑　本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

㉒　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

㉓　本工事は、工事の品質確保等に関する評価項目に加え、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

㉔　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,150点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成21年度以降に完成した下記ア～イの要件を満たすトンネル工事の元請として施工した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のウの要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

ア　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。

イ　ＮＡＴＭによるトンネル施工延長600m以上のトンネル工事であること。ただし、施工延長については、掘削を実施した区間の延長であること。

ウ　ＮＡＴＭによるトンネル工事であること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、函館開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成21年度以降に、上記⑸ア及びイに掲げる元請としての工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度以降に上記⑸ウに掲げる元請としての工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～25点、二次審査０～35点の範囲で「加算点」を与える。